

首都圏中央連絡自動車道 五霞高架橋(下部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書P3 6-1土の仮置場	土の仮置場について、仮置場の期間や場所等に変更が生じた場合は、関連する作業機械の増加する費用(回送費等)についても別途協議と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	現場条件等により監督員が必要と認めた場合は、協議の対象になるものとお考えください。
2	特記仕様書P5、6 7、関連施設その他との関係	(1)道路関係、(2)水路関係、(3)電力、通信施設関係に示すものについて、現地調査及び管理者等の協議に伴い、工事に支障となる施設の防護・移設(仮移設を含む)、交差対策、補強等の対策が必要となった場合に要する費用の取扱いについて、ご教示願います。 (4)その他について、本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従って行う費用の取扱いについて、ご教示願います。	現場条件等により監督員が必要と認めた場合は、協議の対象になるものとお考えください。
3	特記仕様書P9、10 13-1	工事用道路の指定について、橋脚PA59~PA66間は、工事用道路がありませんが、場内を通行するとお考えでしょうか。ご教示願います。 また、五霞町道8-1544号線を横断すると考えられますが、交差対策はどの様にお考えでしょうか。ご教示願います。	R3.2.10付け質問書に対する回答 番号1をご確認ください。 五霞町道8-1544号線の交差対策については、現時点において不要と考えておりますが、必要と判断した場合には別途協議事項とします。
4	特記仕様書P10 13. 工事用道路に関する事項	指定工事用道路について、管理者等の協議に伴い、形状及び路面(種別等)に変更が生じた場合の費用の取扱いについて、ご教示願います。	道路管理者等との協議を踏まえ、別途協議します。
5	特記仕様書P15 16-7-1	架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止について、「架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止マニュアル」を開示していただきたい。	契約後に交付します。
6	特記仕様書P17 17-2砂塵等の防止	砂塵等について、別途対策等が必要となった場合の費用については、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	現場条件等により監督員が必要と認めた場合は、協議の対象になるものとお考えください。
7	特記仕様書P17 17-4騒音等に関する配慮	騒音・振動等について、別途対策及び観測等が必要となった場合の費用については、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	現場条件等により監督員が必要と認めた場合は、協議の対象になるものとお考えください。
8	割掛対象表参考内訳書P(2/4)	工事車両泥落し費について、数量内訳に高圧洗浄機の記載がありませんが、どのようにお考えでしょうか。ご教示願います。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。 従いまして、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。

9	割掛対象表参考内訳書P(4/4)	水路の締切費、沈砂池費について、使用する電力は、商業電力または、発電機のどちらかでお考えでしょうか。ご教示願います。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。従いまして、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。
10	設計図面 図面番号14/303	13号橋全体一般図(その1)について、12-2号調整池は、現在存在していないと思いますが、図示されている12-2号調整池についてはどの様にお考えでしょうか。ご教示願います。	12-2号調整池については、本工事には含まれません。
11		NEXCOが指示される場合または受注者が自主的に週休2日制を実施する場合の増加費用は、積算基準に基づき計上していただけますでしょうか。ご教示願います。	本工事は週休2日推進工事の対象ではありません。
12		橋脚等の施工に伴い、調整池内の支障となる底版コンクリート及びのり面等の撤去・復旧についてはどの様にお考えでしょうか。ご教示願います。	橋脚及び調整池の工事内容については、設計図書に示すとおりです。なお、本工事施工箇所において、底版コンクリートはありません。
13		供用線に近接している為、道路管理者等との協議により、既設橋脚等の計測・管理や施工方法等に制限(期間・機種等)が生じた場合に要する費用等の取扱いについて、ご教示願います。	現場条件等により監督員が必要と認めた場合は、協議の対象になるものとお考えください。
14		橋脚のフーチング・柱筋の施工には、鉄筋組立て用の架台が必要と思われませんが、どの様にお考えでしょうか。ご教示願います。	共通仕様書8-4-7に示すとおり、鉄筋工に含まれるものとお考えください。